

ひとり親世帯臨時特別給付金の支給について

1. 主旨

低所得のひとり親世帯について、新型コロナウイルス感染症の影響による子育て負担の増加や収入の減少に対する支援を行うため、臨時・特別の給付金（一時金）を支給する。

2. 支給対象者

(1) 児童扶養手当受給世帯等への給付（基本給付）

令和2年6月分の児童扶養手当の支給を受けている方【A】

公的年金給付等を受けていることにより児童扶養手当の支給を受けていない方【B】

児童扶養手当に係る支給制限限度額を下回る方に限る。

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、直近の収入が児童扶養手当の対象となる水準に下がった方【C】

(2) 収入が減少した児童扶養手当受給世帯等への給付（追加給付）

上記【A】及び【B】の方のうち、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が大きく減少しているとの申し出があった方

3. 区における支給対象世帯数 3,790世帯（見込）

（内訳）上記【A】の方 3,000世帯（見込）

上記【B】の方 250世帯（見込）

上記【C】の方 540世帯（見込）

4. 支給額等及び事務経費

(1) 支給額 355,050千円（見込） *全額国庫補助（10/10）

（世帯等への給付額）

児童扶養手当受給世帯等への給付（基本給付）

1世帯につき 5万円

第2子以降ひとりにつき 3万円

収入が減少した児童扶養手当受給世帯等への給付（追加給付）

1世帯につき 5万円

(2) 事務経費 3,856千円（見込） *全額国庫補助（10/10）

5. 支給方法

上記【A】の支給対象者は、新たな申請書の提出は必要なく、受給者の児童扶養手当振込口座に振り込む。他は、申請書等の提出が必要となる。

6. 予算額 358,906千円（見込）

児童扶養手当等支給事業予算において流用し、今後の補正予算で財源更正する。

7. 今後のスケジュール（予定）

令和2年7月以降 案内通知等の送付、受領拒否申し出者への届書送付、周知問合せ等対応、申請受付、順次給付金の振込、振込通知の送付